

第四章 「国際化」への経済社会的対応

昭和四十年十一月から上昇に転じた日本経済は、四十一年には、いわゆる「大型経済」の域に達した。国民総生産一千億ドル、輸出百億ドル、そして人口一億人、というのが、そのまぎれもない指標であった。

戦後の荒廃から立ちあがり、復興から再建へ、自立から発展へと、まっしぐらに「経済成長」の道を駆けてきた日本経済は、敗戦から二十年を経た昭和四十一年に、いわば宿願を果たしたようなものであった。しかし、その段階に立ち至って、じっくりと足もとを見ると、そこには不安定・不健全の状態が、明からさまに、あるいは潜在的に醸成されていることがわかった。それは大きく見て、「量的成長」「大企業偏重」「経済優先」という過去の行き方の裏目が出た、というべきものであった。

本篇 「進歩と調和」の求道者として

第四章 「国際化」への経済社会的対応

即ち、「量的成長」の反動として「質」的面の遅れが目立った。たとえば、大企業のシェア競争の結果、生産設備は水ぶくれ的に増大し、供給力過剰が生じた。これは企業の体質を弱くするのに働いていた。「大企業偏重」の成長政策の推進は、農業・中小企業・流通面の近代化が立ち遅れる結果を招き、それは経済の全体としての「効率」の悪化をもたらした。消費者物価の高騰は、主として、そのことと労働力不足による賃金水準の上昇によるものであった。「経済優先」の裏側には「人間尊重」の欠落があった。国民福祉の向上が、全体として軽んぜられていた。それは、住宅不足、通勤難、生活環境の不備、公害問題の深刻化など、「都市化」の進展に伴う弊害が、顕著に現れてきたことに、象徴的に見られた。所得水準はあがり購買力は付与されたにも拘らず、国民生活は「質」的に満足感を抱かなかったのである。

昭和四十二年版の『経済白書』が、「能率と福祉の向上」と副題され、「経済の能率向上の成果が、国民の福祉の増大に結びつくものでなければならぬ」ことを標榜したのは、当然のことであった。

また昭和四十二年三月、経済審議会の答申になる「経済社会発展計画」が閣議決定されたが、これには「四〇年代への挑戦」という副題がつけられていた。やはり「量的成長」の反省のうえに立って、「経済の効率化」と「社会開発」の重視による「安定成長路線」を志向するものであった。

昭和四十二年九月には、国際収支悪化に対処するため、財政金融を通じての景気調整策がとられた。経済は調整期に入ったが、それでも年間の経済成長率は一三%の高水準を維持した。「予想を超えた経済拡大」と呼ばれたのである。しかも、このなだらかな調整のうちに国際収支は改善され、四十三年八月には引締め緩和策が打ち出され、成長は、またもや本格化した。こうして、日本経済は昭和四十一年から三年連続して一〇%以上の経済

成長を遂げ、国民総生産は西独を抜いて、自由世界第二位にのし上がった。昭和四十四年の『経済白書』は「豊かさへの挑戦」と副題され、「成長経済の苦悩」を、経済的側面と社会的側面のアンバランスにおいて、切実にとらえたのであった。

一方、日本経済を取り巻く国際環境は、ますます厳しさを加えていた。即ち、「開放体制」を迎えて、日本経済の「国際化」が要請される時期であった。「資本自由化」が現実の課題となり、現に四十二年七月一日からは、その第一次が踏み出され、さらに第二次、第三次の自由化進展が、先進諸国から促されている状況にあった。いまや日本経済は、個別企業としても国民経済全体としても、同じ国際的基準によって律せられた実力をもって、世界経済と対決しなければならなくなったわけである。企業体質あるいは経済基盤の強化・充実が、一層強く望まれるに至ったのは、当然のことであった。

しかも国内的には、前記のように、「社会開発」の遅れを取り戻し、「福祉国家建設」への目標に向かって前進することが、大きな課題となっていた。

このような情勢の中にあつて、経済同友会は、「国際化」時代の到来を厳しく前向きにとらえ、日本経済の進むべき方向と、とるべき施策の基本を示すことに努めた。そして、その際における同友会の志向の根底をなしたものは、いわば国民経済全体としての国際競争力の充実と、安定路線を基調とする「産業福祉社会」の建設であった。

一 「政界浄化」へ単独申入れ

「経済」の面で、「国際化」時代を迎えての重大な転換期に直面していた時期において、「政治」は、きわめて深刻な情勢にあった。政局は不安定であつたうえに、「黒い霧」の発生により、政治不信感が国民のうちにみなぎっていたのである。

さかのぼって、佐藤首相は昭和四十年一月に訪米、ジョンソン米大統領と会談し、「日米パートナーシップ」を基調とする「日米新時代」の到来を宣言した。会談の具体的内容は、日米安保体制の強化を基軸として、日韓関係の正常化、日ソ関係の改善を進めていこうとするものであつた。日韓体制の確立に対して、佐藤内閣はとくに積極的で、四十年二月に来日した丁圭夏韓国國務総理と佐藤首相の会談によって交渉は進展し、四十年六月には「日韓基本条約」が調印されるに至つた。

当時、韓国はベトナム派兵を決定していたから、日米日韓の体制はこの面から、ある種の批判にさらされた。即ち、韓国が米国に協力してベトナム戦争に派兵する代償として、日本が米国に肩代りして韓国を経済援助するのが、日韓体制強化の真の狙いだとされたのである。このような前提に立って、革新勢力は、ベトナム戦争反対と日韓条約批准阻止をスローガンに、闘争態勢をもりあげていったのである。十月五日、批准国会が召集されたが、院内外の情勢はいわゆる「六〇年安保」の再現を思わせるぐらいに荒れた。議事堂がデモの波に包まれる

中で、衆参両院の特別委員会、本会議とも、強行採決の連続であり、また警官の導入も行なわれた。こうして十二月十二日、日韓条約は曲がりなりに成立した。

このような大波乱の中から生まれた「日韓体制」ではあったが、経済界は、こうした「政治」の環境を背景として、独自の「経済」の立場から、日韓経済の緊密化に向かって歩を進めた。即ち、四十一年二月東京で両国経済人が合同して、「日韓合同経済懇談会」を開き、「韓国への輸出産業に日本が資本協力し、韓国第一次産品の輸入に日本が積極的に努力する」旨の共同声明が、発表された。また四月には、政府ベースの「日韓経済合同委員会」が開かれ、無償三億ドル、有償二億ドルの初年度実施計画が検討されるなど、「日韓体制」の強化は現実化されていった。

こうした一連の過程は、日韓経済の協力体制の確立という点で経済界の志向にそうものであったが、その背景としての政治路線の設定において、わが国の議会政治の悪弊が露呈され、政情の不安定が深刻化したことは、経済界にとって好ましいことではなかった。それは同時に、国民の中に「政治不信」の風潮を植えつけるものでもあった。

「政治不信」については、別の大きな決定的根因があった。とくに保守政党を中心とする汚職の連続的発生がそれであり、「黒い霧」という言葉が流行したほど、広く国民の脳裡に焼きつけられた。

さかのほれば、昭和三十九年四月の自民党総裁選挙をめぐる多額の政治資金がまき散らされたが、その黒い

第四章 「国際化」への経済社会的対応

金の出所からまる追及は、四十年四月に至って「吹原事件」という大規模な詐欺事件に発展した。政界有力者の名前も浮かび出た。このころ、東京都議会の議長選挙をめぐっても、自民党議員の汚職事件が明るみに出た。こうした保守党不信の高まる中で、七月四日に参議院議員選挙が行なわれた。果たして、自民党は振るわず、とくに東京地方区では完敗し、逆に革新勢力は伸びた。

汚職その他不祥事件の根は、まだ尽きなかった。昭和四十一年には、自民党代議士・田中彰治の恐喝・詐欺事件、共和製糖事件、東京大証事件などが相つぎ、同年十二月には野党四派が結束して、衆議院の解散を佐藤首相に迫る情勢となり、ついに十二月二十七日の解散となった。経済界は再び保守勢力の危機に直面することとなったのである。

佐藤内閣の外交路線をめぐる与・野党の相克と議会政治の無軌道化、保守政党内部の腐敗に対する革新勢力の攻撃と国民の不信感——このようなのが、昭和四十二年初頭における「政治」とその周辺の様であった。しかも総選挙は、一月二十九日に行なわれるのである。「議会政治擁護」を標榜してきた経済同友会が、この情勢を坐視することができなかったのは当然である。

果たして一月十四日、同友会は「全国の同友会」の連名の形で、『総選挙にのぞむ』の提言書を自民党の福田赳夫幹事長に手交し、経済界の意のあるところを厳しく訴えたのである。

その経過は、こうである。——同友会は昭和三十九年十月以来、自民党三役と毎月一回、定例懇談会を持ち、その時における政治・経済の重要問題について意見を交換してきた。たまたま四十二年一月は総選挙戦だけな

わであったため、同友会は定例の第三木曜日を繰り上げて、十四日に党三役との会合を開いた。当日はとくに、午前中に、全国の同友会の代表幹事と、情勢分析ののち、今次総選挙の意義と重要性について思想統一を行なった。そして正午からパレスホテルで、福田幹事長との懇談に入り、「提言書」を手交したのであった。

経済同友会からは、木川田一隆代表幹事はじめ、藤井丙午・佐々木直両副代表幹事のほか、今里廣記・岩佐凱實・中山素平・二宮善基・水上達三の各幹事が出席した。また、地方の同友会からは、「関西」の中司清・上野幸七・長谷川周重、「京都」の西村大治郎・立石一真、「神戸」の市川恒雄・上田将雄、「福岡」の蟻川五二郎、「仙台」の氏家栄一の代表が参加した。

同友会の『総選挙にのぞむ』と題する提言は、冒頭で、このように訴えた。

「国際競争の担い手たるわれわれ経営者は、勤労大衆の理解のもとに、けわしい前途に備えることを決意しているが、それには政局の安定と強力な政治を大前提とする。しかるに昨年来、いわゆる黒い霧問題という政策以前の諸現象により、政局は混乱し、国民は政治に不信を示し、議会政治は危機様相を呈するにいたった。

こうした情勢下に衆議院は解散となり、総選挙戦は目下たけなわである。わが国が重大な転機に差しかかっていることを思えば、今度の総選挙はかつてないほど重大な意義を持つものと判断する。われわれは進んで、ここに広く国民と政界に所信を訴え、政治の刷新を促し、もって政局の安定を期するものである」

「提言」はついで、その所信を次のように表明した。

一、われわれは、今度の総選挙で民主主義的議会制度を、決定的に擁護する義務がある。

一 「政界浄化」へ単独申入れ

第四章 「国際化」への経済社会的対応

一、主権者たる国民も、政党および候補者も、政治の刷新、政党の近代化に真剣に取組むことが望まれる。

一、政党は自らの政治理念を明らかにし、新しい政治倫理観に基づく党近代化の具体策、政党としての責任の明確化、転換期にのぞむ重点政策の解明など、建設的な態度で国民の審判を仰ぐべきである。

一、政治に対する不信については、各党が国民に対して責任を持つべきである。それぞれの立場で、国民の疑惑の一掃に、誠意を示すことが重要である。

一、今後のわが国は、国際協調を図るとともに、国家利益を強力に推進せねばならない。この時に当たり、与野党間のいたずらな対立や政治不安は大きな障害となる。したがって、共通の広場としての国会機能の回復が必要である。このため、野党は自らの行動に責任を持ち、与党は挙党一致して強力なリーダーシップを発揮することを望む。

総選挙の結果は、自民党の多数優位を保持させた。しかし得票率では、自民党は初めて五〇％を割り、革新勢力側では共産党が伸びた。そして二月十七日、第二次佐藤内閣が発足したのである。

二 世界的視野に立つ発展構想

「国際化」時代の幕開きともいえるべき昭和四十二年一月二十日、経済同友会は、『新しい経済社会発展への道』と題する昭和四十二年「年頭見解」を発表した。これは、藤井丙午副代表幹事を委員長とする政策審議会で検討し、成案に至ったものであり、「国際化」の時代に対処して、日本の企業が「世界企業」に飛躍していくための

自主技術の開発や産業再編成の推進の要を訴え、また「経済社会」的發展のために、単に「経済」のみならず「社会」全般の効率化の要を指摘したものであった。

「見解」は、「経営者」と「政治」の両方に注意を喚起したが、まず「経営者」に対しては、「世界企業への飛躍と経営革新」と題して、次の諸点を強調した。

一、「国際化」時代においては、市場の創造や資源の活用などにおいて、世界的立場に立った経営革新を遂行することこそ、世界企業への道を開くものである。

一、それには、まず自主技術の開発が先決である。われわれは従来の国内的視野に立つ「生産から販売へ」の考え方を改めて、世界市場に立脚した「販売と技術の一本化」への思想転換を図ることが必要である。

一、次に、企業の諸機能の統合・再編成が必要である。現在考えられている企業の合同・合併・業務提携・共同研究・共同投資などは、個別企業の欠陥を補完し合う戦略的手段として、真剣に検討されるべきである。

一、経営者は社会的要請にこたえて、物価と公害の問題に対する姿勢を明確にし、実行によって責任を果たしていく必要がある。物価安定のためには、経済の効率化を進めるとともに、公正競争を堅持すべきであるし、公害防止のためには、防止技術の開発のほか、都市計画と工業立地との関連を徹底的に追求し、検討すべきである。

「見解」は、「政治」に対しては、「強力な政治力の必要と政治革新」と題して、次の諸点をあげている。

二 世界的視野に立つ発展構想

第四章 「国際化」への経済社会的対応

一、激動期にのぞんで、政治家もまた「革新者」として行動すべきである。即ち、外に対しては、わが国の国際地位の向上と企業の世界進出に対応して、確固たる世界政策を樹立し、強力な経済外交を推進することが、強く要請される。また内においては、経済・社会構造の変化を洞察し、国民エネルギーを正しい発展方向に誘導するための総合的な政策体系を練りあげるとともに、政策実現のため、陳腐化しつつある制度・法律などの枠組を新しく再編成していくという、革新的な思考と勇断を示すことが必要である。

一、現在、国民のエネルギーは、都市化の基調の中に端的に現れている。したがって、これに秩序を与え、全体の経済システムと行財政の効率化、および国民福祉の向上を、同時に実現してゆくことが必要である。このためには、「国土経営」の見地から、技術革新・人口・生活様式の変化・民間事業所の進出など、変化の方向とスケールを洞察して、戦略構想を樹立することが不可欠である。また、その構想の実現には、土地制度の改革が根幹であることを知るべきである。

一、わが国の教育は、その指導理念においても、制度・内容においても、時代の要請に適應できなくなっている。今後の新しい産業社会を展望して、創造力と適応力をそなえた活力のある人材の育成を主眼とする教育行政の確立、学校制度の改革など、教育の大刷新を図るべきであると考える。

経済同友会の昭和四十二年通常総会は、四月十四日、日本工業倶楽部で開かれた。「四十二年度事業計画」の提案に当たり、藤井副代表幹事は、「わが国が現在直面する経済の内外にわたる条件変化に十分即応し、総合的な経済社会発展政策の樹立を、この事業計画において特に志向した」旨を強調した。この「事業計画」の意義

について、『経済同友』（昭和四十二年四月号）は、「こうした経済・社会にわたる広範な研究態度は、もとより本事業計画によって初めて打出されたものではなく、経済同友会の活動に固有のものであるが、現時点においては特に、それを深化・拡充すべき場面を迎えたということが出来る」として、とくに注目を誘った。

その意欲的な「事業計画」は、次のような内容のものであった。

一、日本経済の内外にわたる条件変化に対処し、持続的経済成長を実現するため、次の研究を行なう。

(一) 資本自由化の進展に伴う開放体制の本格化、日本経済の新たな発展に即応するワク組の設定、とくに経済法制の再検討と新立法の研究

(二) 日本経済の条件ならびに構造変化のもとにおける長期的経済発展政策の調査研究

(三) わが国経済の構造的均質化を促すため、中小企業・農業の近代化に関する研究

(四) 新しい経済秩序・産業の再編成を促進するための方策の研究

一、経済環境の変化に即応した自由企業制を確立するため、次の研究を実施する。

(一) 新時代における企業経営の理念と実践目標の研究

(二) 世界企業への躍進のための自主技術開発方策の調査研究

(三) 企業の発展に役立つ諸指標の作成

一、都市化の進展と社会構造の変化に対処し、ゆたかな、活力ある国土と社会を築くため、次の研究を進める。

(一) 新しい国土経営構想の確立とその具体化のための方策、とくに人口問題および土地問題の調査研究

二 世界的視野に立つ発展構想

第四章 「国際化」への経済社会的対応

(二) 都市化に伴う社会階層の構造変化についての調査研究

一、高度産業社会形成のための条件整備として、経済・社会の変化に適応した教育のあり方の調査研究を行なう。

一、世界の政治・経済の新しい展開に即応し、アジア太平洋地域の未来像の探究と、発展途上国との経済および社会協力のための調査研究にあたる。

これは、すこぶる野心的な「事業計画」である。しかし、それは同友会の場合、きわめて現実的な発想になる当然の研究目標であり、現に、その成果は必要な研究期間を経て次々に成案化され、世に問われた。

通常総会における木川田一隆代表幹事の「所見」は、『世界経済発展への参加と構え』と題された。この「所見」は、「国際化」そのものの意義を前進的姿勢できびしく捉えるとともに、それに処する日本経済発展の方向を、国内・国際の接点において、理念的に確立しようとしたものであった。いわば、同友会の「経営者」が謳いあげた「国際化宣言」ともいえるべき格調と意義を持っていたのである。

「所見」は、「日本経済発展の新段階」「世界的視野からする発展構想の理念」および「発展構想実現への道」の三部分からなっている。

まず「日本経済発展の新段階」では、「国際化」時代における日本経済の新段階について、次のように自覚が促された。

「戦後の自由世界は、各国の国情に即したパーソナリティの確立による分業原理と、各国間の相互依存関係を

調整し、調和的な発展を示すパートナーシップの協調原理を、二大指導理念として、全く新しい発展を示している。したがって、わが国としても、こうした時代的な発展原理の上に立って、国際的な地歩を確立すると同時に、自由世界のイコール・パートナーとしての重大な使命と責任を、担っていかねばならない」

次に「所見」は、「世界的視野からする発展構想の理念」において、性格を異にする世界の諸地域との経済関係を、わが国の主体的発展路線の上に、いかに位置づけていくかについての基本的構えを、このように示した。

一、先進自由主義諸国との関連においては、高度産業社会の実現という大きな世界的要請に立脚して、多元的・機能的な国際分業と、それに基づく経済交流の推進により、世界的な広域市場を軸とする多様な発展を目指した新たな特化と協調の道を進まねばならない。

一、発展途上国との関連においては、わが国の経済発展に直結する資源開発を通じて、これら諸国の所得形成に積極的に協力し、それによって市場の育成と、工業化へのテイク・オフの契機を提供してゆくことが、わが国に課せられた使命といえよう。

一、共産圏との関連については、流動する国際政治情勢から、わが国としても必ずしも固定した方向をとらざるものではないが、世界的に東西関係が好転している現状よりして、健全な経済主義の原則による貿易の拡大を図らねばならない。

「所見」は、「発展構想実現への道」においては、まず「新しい発展的経済秩序の確立」をあげ、これを「産業体制の方向」と「資本自由化への構え」の二点にしばってとらえた。はじめの「産業体制の方向」については、

二 世界的視野に立つ発展構想

第四章 「国際化」への経済社会的対応

「大規模生産の経済的優位性が強く作用する基礎産業分野において、国際基準に合致したスケール・メリットを享受しよう、企業集約化を基本原理として、新しい産業秩序の確立を早急に図らねばならない」と、いわゆる「産業再編成」に、「国際化」段階的な動機をあたえた。

次の「資本自由化への構え」において、「所見」は、きわめて特異性に富み、しかも現実直視の上に立つ考え方を打ち出したのであった。その論理は次のように展開された。

一、わが国は、名目的には昭和三十五年当時の五百億ドル経済から、わずか六年後の昭和四十一年には一千億ドル経済へと倍増したが、四十一年の経済規模を三十五年基準価格でみると七百五十億ドルに過ぎず、実質的には五割の拡大に止まっている。しかも、この名目と実質のギャップは、将来においても縮小化の方向に
なく、かえって拡がる懸念すらある。

一、こうしたわが国経済発展の実態に対して、国際的には表面的な名目の数値による日本経済像が描かれ、海外諸国から大きな期待が寄せられる反面、国内的には「大型経済」とはいつでも質的に多くの問題を抱え、国際競争上疑念が持たれるわけである。われわれは、こうした日本経済の実力評価をめぐる二重像のズレを一日も早く解消し、名実相伴った経済の実現に進まねばならない。

一、こうした乖離が存在することは、国際化時代を迎えた日本経済にとって、由々しい問題である。この傾向が進むならば、発展といっても、それは名目評価上の経済拡大にほかならず、ひいては相対的に円の価値の下落をもたらす惧れがある。したがって、そうした事態のもとでは、わが国として「資本自由化」を進めてゆくことが困難になることはいうまでもなく、その結果、自由世界の一員として国際的な発言の機会をも失

うことになりかねない。「資本自由化」の条件は、制度論・技術論もさることながら、こうした日本経済の実力を名実ともに備わったものにする事によって、初めて整いうるものと考える。

一、このような国際的視点に立つとき、「資本自由化」は、わが国として積極的に推進すべきことはいうまでもないが、同時に、現実経済の発展態様に見合せて、慎重かつ周到な政策的配慮もなされねばならない。しかし、わが国として「資本自由化」問題に対処する本道は、あくまで、名目経済と実質経済との乖離を真に解消していけるような、新しい発展的経済秩序の確立にあることを、銘記しなければならない。

このため、われわれは物価の安定を国民的目標として、それを可能ならしめる経済の新しい効率化に向かって、全力をあげて取り組む必要がある。

一、さらに今日の世界的な「資本自由化」の進展に即してみると、われわれは、あえて次のことを広く自由世界に向かって訴えたい。即ち、他国の経済発展実態を軽視する短兵急な「資本自由化」は、かえって自由世界の進歩という高次の理念を阻害する恐れなしとしない。

したがって「資本自由化」に当たっては、各国企業が自由世界の長期的な発展を願う大きな理念に立つて、相手国の国益を尊重しつつ、秩序ある行動をとることが望まれる。このため、われわれはここに関係各国が、「資本自由化」をその本来の趣旨である自由世界の発展に役立たしめるよう、協調の精神をもって話し合いを進めることを提唱したい。

「資本自由化」に対する「所見」の構え方には、「資本自由化は推進すべきだ」という大前提のもとに、二つの顔を持っている。一つは国内的に「経済の実質を高めよ」という戒めであり、他は国際的に「相手国の国益を尊

第四章 「国際化」への経済社会的対応

重せよ」という提唱であった。個々の品目を対象とする「貿易自由化」とは違って、国民経済全般の支配関係に影響する「資本自由化」を、まじめに合理的に考える場合において、態度は実情に即して慎重を期すべきであることはいうまでもない。

木川田代表幹事は、一見「消極的」にみえるこの「資本自由化」論議について、定例幹事会の席上、その立場を改めて説明した。即ち、こうである。

「こんどの所見のように、国際的立場に立つ限り、勿論、積極的に自由化をすべきである。そのため、自由国家全体の指導原理ともいうべきこの方向には協力すべきである、という建前を原則にしたわけである。

しかし、欧州における米国家資本のチャレンジに見るように、相手国の発展の実情を無視した行き方は、相手国の経済を阻害するばかりではなく、自由国家全体の共同的な発展の阻害要因にもなることを考えると、相手方の国益というか、その発展状態を尊重しながら自由化の方向を進めることが必要ではなからうか。とくに米国の資本的チャレンジに対し、相手国の実情を尊重しつつ、自由化の高次の目的を達成するよう望みたい。いずれにしても、自由国家全体が、自由化その他の新しい自由主義諸国の発展の共同目的を達成するには、性急な、相手を無視した行動原理をとるべきではなからう。慎重に協力して進むべきである」

木川田代表幹事は、欧州における米国家資本進出の実情に即して、自由世界国際経済理念としての「資本自由化」の在り方に、深く思いをいたしたのであった。

「所見」は、前述「発展構想実現への道」の線上において、次に「ワールドワイドな経済発展の推進」につき、日本産業の海外進出の積極化を唱えつつも、一方で、「わが国の利害のみにとらわれることなく、相手国の利益

をも尊重し、平等互恵の理念に立って、秩序ある推進が必要である」と述べた。また「東南アジアの経済開発への積極的協力」の項では、その「秩序ある推進」の方途を具体的に示したのである。

三 金融体制に革新的提言

昭和四十一年四月十五日の通常総会で、木川田一隆代表幹事が『新しい産業秩序への主体的実践』と題する「代表幹事所見」を発表し、その中で現実の課題としての「産業再編成」論を世に問うて以来、経済界における産業再編成論議はとみに高まり、その線に沿う動きも、きわめて活発となった。

まず経済同友会の木川田代表幹事・中山素平幹事らが中心となって、産業再編成について真剣に話し合う場をつくろうと経済要路の有志に呼びかけ、その結果として生まれたのが「産業問題研究会」（産研）で、前記同友会総会後間もないころの結成であった。「産研」は、前記木川田・中山両名のほか、岩佐凱實・永野重雄・稲山嘉寛・安西正夫・土光敏夫・瀬川美能留ら八名をメンバーとする非公式の団体で、その目的は「産業問題を広く国民経済的視野から研究する」ということになっていた。しかし、「開放体制」下における重要な産業問題となれば、当然のこととして再編成問題が重要な話題となっていたことはいうまでもない。

この年の夏、日本生産性本部主催の「軽井沢トップセミナー」で、講師として招かれた中山素平同友会幹事は、「産業再編成はもはや具体的実践の段階に入っている」と述べ、「産研」の志向を暗に示唆した。

さらに十月、日本生産性本部は、経済同友会はじめ経済四団体メンバーを中心とする欧州経済調査団を派遣し

三 金融体制に革新的提言

第四章 「国際化」への経済社会的対応

た。これは大屋晋三団長の名に因んで「大屋ミッション」と呼ばれた。このミッションは帰国後、昭和四十二年二月に報告書としての『産業体制近代化に関する提言』を、政府ならびに各経済団体にもたらした。この「提言」では、西欧の実情に照らしても、「資本自由化」は大勢として避けられず、その対応策として、産業近代化の体制を速かに推進する必要がある旨が、強調されていた。

続いて、四月に開かれた経済同友会の通常総会では、既述のように木川田代表幹事が『世界経済発展への参加と構え』と題する「所見」を発表し、世界的視野における産業再編成論を、改めて打ち出したのである。

こうして、「国際化」時代に処する道としての産業再編成の促進ないし産業体制近代化の要は、当時の経済界がひとしく痛感するところとなっていたのである。

しかも、この年六月六日、政府は第一次の「資本自由化」措置を七月一日から実施する旨発表した。それは現実には、外資にとって余り進出の魅力のない分野における自由化に止まった。しかし、当時の国際的環境からみても、外資にとってより効果的な、第二次・第三次の資本取引自由化措置が、いずれ打ち出されざるを得ないことは、経済界としても当然、見通していたのである。

「産業再編成」をも含め、広く産業の構造的改善・強化に資するための「構造金融」の必要性についても、同友会はすでに昭和四十一年春の総会における前記「代表幹事所見」で、いち早く指摘し、問題を提起したところであった。

これを受けて、同友会の「産業構造特別委員会」は四十一年十月から、今里廣記委員長を中心に、構造問題の

金融的側面に対する検討を進めた。その成案は『資本自由化と金融の構え』と題する「提言」として、第一次自由化措置が予告される直前の四十二年五月二十五日に発表された。それは「構造金融」論の具体的展開ともいべき内容のものであった。

「提言」の骨格は、このように要約できる。即ち、「国際化時代を迎えて、産業再編成が必要であることはいうまでもないが、金融界においても、自主的に構造改革を断行し、新しい産業と金融との関係のもとに、資金の効率的使用と健全金融への道を開いていくことが必要である」と。

「提言」は、その本来の趣旨である「構造金融」を述べる前に、「前提としての産業主体による再編成の実践」について、「今後の産業体制の整備については、国際的観点から、産業分野に応じて、スケール・メリットの享受のための企業集約化、生産系列化、製品の高級化・多様化という考え方のもとに、これを強力かつ自主的に推進する必要がある」と述べた。

そして、「金融の構造改革」である。

まず、「金融のあり方」を、「国際化」時代に照らして、次のように示す。

「そもそも資本の自由化とは、国際的基準に合致せぬ企業は容赦なく淘汰されるという意味で、価値法則がきびしく貫徹される事態である。このもとにおいては、わが国のように、産業と金融が特殊な形で密着している場合には、企業の倒産は金融機関の破綻に直接つながるおそれが強い。

そのため金融機関は、従来の貸出態度を抜本的に改め、即ち系列融資を中心とする過度の貸出競争を蔽に反省し、長期的な経済計算に基づいて、債権保全、流動性の確保という健全金融の原則に立った融資方式を確立

三 金融体制に革新的提言

第四章 「国際化」への経済社会的対応

して、これを新しい金融の基本理念とすべきである」

このような「理念」に立つ金融機関が、「構造金融」に取り組むことが要請されるのである。「構造金融」とは何か。それは産業における構造改善に役立つ金融である。つまり、昭和三十年代の封鎖体制下で、放漫な「成長金融」によって資産内容が悪くなった産業に対して、その「長期的発展の基盤づくりを促進する」ための金融である。これによって、産業界の整理・転換が可能となるとともに、産業と金融の関係も、かつての癒着的関係から脱して、「経済の効率化を共通の目標とするイコール・パートナー」として、新しい関係を形成することができるのである。

このような「構造金融」を効果的に進めていくためには、金融機関自体においても、合理化のための再編成が必要となる。即ち、このようにいう。

「わが国経済発展の過程で、各種金融機関の機能は次第に変化し、多くの分野で重複・競合・分断の事実が顕著となりつつあり、このため、資金の効率的使用が甚だしく阻害されてきている。

そこで金融機関は、新しい時代の要請を、生産・流通・消費など、あらゆる面について十分検討し、機能の明確化を図っていくことが重要であるが、この上に立って、金融機関の業務提携や合併などの再編成を推進していくことが必要である」

「提言」は、政府に対して「金融行政のあり方」における再検討を求める。即ち、預金者保護や信用制度の保持は重要であるが、それがややもすれば、金融機関の保護と混同され、合理化意欲を怠らせる方向に働きかねない。この傾向を是正するためには、「金融機関の適正な競争が行なわれるような金融行政」が必要である。また、

その前提として、預金者保護のための「預金保険制度」の検討を、「提言」は提唱するのである。

最後に「提言」は、「産業と金融の新関係の確立」について述べる。

「産業界は、安易な金融依存による量的拡大政策を排して、国際化時代にふさわしい質的産業投資の確立を期すべきである。そのためには、従来の間接金融偏重に流れることなく、産業資金調達ルートが多様化を進めながら、健全な資金政策を推進することが肝要である」

次に金融機関は、どうあるべきか。

「金融界は産業界の努力に呼応して、自らの内部的な資金ポジションの健全化に努めねばならない。同時に、産業界が求める国際的水準の金利による資金供給に全力をあげ、わが国の経済発展の将来からみて必要な戦略産業、ならびに海外進出企業に対して、長期的採算の見地から、その育成のための金融を積極的に進めていくことが、国民経済的に強く要請される」

経済同友会は昭和四十三年六月二十一日、『政策金融改編への提言』を発表した。これは、やはり今里廣記幹事を委員長とする「産業構造特別委員会」が、先の「構造金融」に関する「提言」を発表した直後の四十二年八月から、専門委員会を設けて検討した結果、十月月ぶりに成案に達したものである。前回が民間金融中心のものであったのに対して、今回は政府金融機関のあり方について抜本的再検討を試みたのである。つまり、産業体制の整備あるいは社会開発を促進するものとしての「政策金融」のあり方を、対象として取りあげたのであった。「提言」はまず「政策金融」の本来の役割について、こういう。

三 金融体制に革新的提言

第四章 「国際化」への経済社会的対応

「資金配分を民間の市場価格機構にまかせておいたのでは十分な国民的経済福祉の増大が期待し得ないとき、それを側面から補完し、円滑な機能を發揮させるのが、政策金融である。……それは、民間金融が活動し得ない、あるいは活動の不十分な分野を対象とし、民間金融の補完機能に徹することが、その本質といえる」

このような「政策金融」本来の役割に照らして、現状はどうか。次の問題点が指摘された。

一、社会開発ないし社会資本の整備など、必要な分野に政策金融が十分に行なわれていない。

一、反面、産業資金を中心に、民間金融機関が供給しうるような分野に、依然として供給されている結果、民間金融との競合の問題が生じている。

一、政治的要素もからんで、必要以上に政府金融機関が設立され、相互の業務分野の重複を招いている。この結果、行政の硬直化の反映もあって、資金の配分・運用の両面における効率性が妨げられている例が、多く見られる。

そこで「提言」は、「政策金融改編の方策」を提示する。まず前提として、「政策金融が機能を十分に發揮するためには、政治的圧力を排した政策当局の厳然たる姿勢の確立が不可欠である」と強調したのち、(1)政策金融の対象の厳選と、思い切った融資の実施、(2)政策金融と民間金融との協調、(3)政府金融機関の統合・再編成——の三つの面から、改編の方策を論じたのであった。そのうち、「政策金融」が重点を置くべき分野については、次のように示されている。

▽均衡のとれた成長を達成するため——社会開発・社会資本充実

▽産業構造の強化・再編成のため——先端産業育成、自主技術開発、衰退産業または発展途上国に譲るべき産

業の転換

▽国際化時代における対外経済政策の充実のため——相手国またはその事業会社への金融、海外資源開発など
本邦事業者の海外投資・延払輸出・外航船腹の増強

また「政策金融」の運用の基本的態度について、次のような示唆に富む提言をしている。

「政策金融に要求されるものは、民間金融ベースに乗らない、リスク負担が大きく、かつ収益性の低い分野への資金供給である。したがって、プロジェクトによっては、現在より一段と長期かつ低利の資金を必要とする場合がある。このため、原資面の制約から決められている融資条件を、場合によっては改変する必要がある。また同様の理由から、政府金融機関の採算性・健全性が現状より悪化することが考えられる。この場合、運用基準を再検討し、財政資金による補助を加えて採算性・健全性を維持することも考えるべきである」

民間金融機関を対象とする「構造金融」、および政府金融機関を対象とする「政策金融」に対する二つの「提言」によって、同友会は、「国際化」時代に即応する金融体制のあり方について、大いに世の注意を喚起したのである。

四 「産業福祉社会」の主体的展望

経済同友会は昭和三十九年の年頭見解『前進のための構造調整』で、「新しい産業社会の形成に努め、ゆたか

四 「産業福祉社会」の主体的展望

第四章 「国際化」への経済社会的対応

な社会・福祉国家建設の地固めとしたい」と述べたが、その意図を受けて、鈴木治雄幹事を委員長とする「経営方策審議会」は、三十九年度から四十二年度にかけて、「産業社会における企業の位置づけと経営者の責任」というテーマで、研究・討議を重ねた。その研究成果は四十二年十一月六日、『産業福祉社会を目指して——新時代における経営者の責任』（中間報告）として発表された。

「審議会」は、この線上的における研究成果としては、先に昭和四十年一月十九日に、『新しい経営理念——日本の風土における経営・組織理念』（既述）を発表し、大きな反響を呼んだが、引き続き「審議会」は、企業と社会との関係、企業活動と福祉との関係、あるいは利潤追求と社会的責任との関連などをめぐって、学者を交えて討議を重ねた末、一応の中間的結論を発表するに至ったものである。あたかも昭和四十二年版『経済白書』は、「能率と福祉の向上」と副題されるなど、経済の量的成長の反省に立つ「福祉」への希求が、世の風潮として盛りあがってきた折でもあったので、かねて先見的にこの問題の研究を進めてきた同友会が、社会的要請に応えて、中間報告の形で研究成果の発表に踏み切ったのである。

「報告」の狙いは、「経済の効率化」と「福祉の向上」との目的概念における合一にあった。より深く捉えれば、「経済性」の追求と「人間性」の尊重とは、二律背反ではなくして、「経済社会の発展」に対して共にプラスに働く、ということを示すために、そこに「新しい経営理念」を見出していこうというのが、狙いであった。

鈴木委員長は、「中間報告」を提案する定例幹事会で、このように述べた。

「第一の重点は、企業が合理性を追求し、徹底的に効率化を図ることと、国民の要望する福祉の向上との関係如何という問題である。従来、福祉という概念は、英国・北欧型の福祉国家に見るように、消極的な社

会保障機能に重点をおいたものとして考えられてきた。

しかし、われわれは、これを採らない。われわれの考える福祉概念は、ダイナミズムとバイタリティ、あるいは個人の責任というものを前提とした。言いかえれば、効率化を通じてのみ福祉の向上があるという基本的な考え方である」

「福祉」と両立させなければならぬ現実的で、しかも困難な事件は、ほかにもある。「報告」は、それとの調整も考えなければならなかった。鈴木委員長は、こう説明した。

「第二の重点は、社会的構造変化の重視である。従来、産業再編成とか産業の構造変化などに関する論議はなされてきたが、これらと同時に、都市化の進展、中間層の増大あるいは労働不足の進展、あるいは最近の日本人の消費に関する価値観の変化など、経済的变化と密接に関連した社会的側面の変化を重視し、これの本質を把握することが、今後の企業活動に多大の影響を与えるものと考えられる」

これは問題点の指摘に止まる。さらに、もう一つの視点がある。

「第三の重点は、世界経済時代の到来という点であるが、これに対処するには、企業の効率化は勿論として、日本経済社会全体の効率性を上げてゆくことが最重要と考える。そのためには、各界の努力とエネルギーがこの方向に結集される必要がある。と同時に、巨大化の方向を辿る企業としては、経済外の各界に対して、積極的に助言・忠言を果たしてゆく責任が生じているし、そう期待もされていると考えねばならない」

以上のような三つの重点を踏まえて、鈴木委員長は、「報告」の意義を、こう述べた。

四 「産業福祉社会」の主体的展望

第四章 「国際化」への経済社会的対応

めてゆくことに発言し、行動するという方向に、進展してゆくものと考えたい。——このような考え方に立つて、日本の国全体としての建設的なコンセンサスの核として、産業福祉社会の建設を考えただけである」

つまり「経済的効率性」をも含んだより高次の「国全体の総合的効率性」を追求することにより、「経済性」と「人間性」の両方を進展させる「産業福祉社会」の建設が達成できる、という展望に「報告」は立っているのである。

「報告」は、「経済の効率化」追求の中核をなす「技術革新」と「福祉」との関係について、ユニークな考え方を打ち出した。即ち、このように述べる。

「本来、技術はその本質的特徴として、累積的・連続的な性格を持ち、無限に自己発展する可能性を秘めている。しかし、それ自体としては没目的あるいは非精神的であり、思想を持たないものといえる。したがって技術は、それを駆使するものの思想・哲学の如何によっては、人間と社会の進歩、福祉の向上に対して、プラスにもマイナスにもなり得る。

こう考えると、技術の時代といわれる現代こそは、同時に人間の時代であるとも言えよう。したがって、われわれ経営者は、技術に思想と方向性を与えることによって、技術そのもの持つ潜在的可能性を、国民福祉の向上と文化の進展に活用することが、今後の大きな責任であることを自覚しなければならない」

「報告」は一般的に、「効率化と福祉との統合」の方向について、次のように強調している。

「日本経済の置かれた新しい立場と環境は、世界的視野に立った新しい発展方向のもとに、一方では、産業社会の特質である技術革新を軸にして、日本経済・企業の効率化を推進することを、われわれに強く要請してい

る。しかし他方で、経済社会の構造のみならず、生活意識・価値観などが大きく変化しつつある今日、それは、人間の自由の尊重、創造力の發揮ならびにそれに基づく福祉向上に裏づけられなければ達成し得ないであろう。したがって、今日の新たな挑戦に應えるためには、効率化と福祉の向上とを統合する体制を確立することが基本とならなければならない」

そして、そのことの意義について、こういう。

「これは、われわれ日本人がまだかつて経験したことのない新しい試みであり、まさに歴史的課題というべきであろう。したがって、この課題を遂行してゆくためには、これを新たな国民的目標として確立し、それを目指して、全国民の知恵とエネルギーを結集し、国民各層・各人がそれぞれの持つ個性と能力とを發揮して、今日の変化の中で生まれているマイナス要因を除去しつつ、新しい可能性を定着させてゆくことが最も必要だと思う」

最後に「報告」は、「新しい時代における経営者の実践目標」を、具体的に展開したが、その前提となる一般的心構えとして、このように訴えた。

「近年、企業活動がますます広範化するにつれて、その社会的影響力は一段と大きくなり、経営者の意思決定如何は、単に経済のみならず、社会に対して大きな結果をもたらすものとなっている。このことからして、われわれは単に企業内に止まることなく、社会に対する良い助言者・協力者あるいは推進者として、積極的に行動してゆかねばならない。そうすることによって、われわれは社会的進歩への自覚的参加をはかり、企業の影響力の増大に伴う社会的使命の一端を達成したいと思う」

四 「産業福祉社会」の主体的展望

「実践目標」の中で、最も切実感をもって唱えられたのは、「地域社会との共存共栄」であった。「経済性」と「人間性」との相克が、最も象徴的に現れやすいのは、公害問題などに見られるように、「企業」と周辺の「地域」との関係においてだからである。「報告」は、こう記す。

「近年、新しい産業立地条件の生成によって、企業の新地域への進出が多くなりつつあるが、それに伴って、産業公害、企業関係集団と在来の地域集団との利害対立、意思疎通の不徹底などが表面化してきている。このような事態は、当該地域社会のみならず、企業自体の発展をも阻害するおそれが多い。われわれは、このような事実に対して、具体的な公害対策などを十分に実施するとともに、根気よく、誠意をもって地域社会と話し合い、地域の利害と共存発展できるよう努力しなければならない」

五 国際協力における主導性

一九六八年（昭和四十三年）の世界経済は、順調な拡大を続け、世界的規模における「大型経済」が実現した。日本においても、昭和四十二年九月には国際収支改善のための景気調整策がとられたとはいえ、四十三年に入るとともに、世界景気の回復と調整効果の浸透により国際収支は著しい改善の歩調をとりはじめ、経済は一層の拡大を遂げた。いわゆる「経済大国・日本」のイメージは、この年に定着したのである。

しかし、国際的な通貨・金融面から見た場合、六八年は世界経済にとって大波乱の年であった。ドル不信を背景とする国際通貨問題が、急激に露呈されてきたのである。即ち、六七年（昭和四十二年）十一月の英ポンド切

下げに続いて、六八年一月にはジョンソン米大統領による広範なドル防衛策が打ち出され、三月には金投機が頂点に達した。この間、金の二重価格制の導入、IMFによるSDR(特別引出権)の創設などの対応策がとられ、一応、緊急事態は切り抜けられたものの、ドルを基軸とするIMF体制の危機の要因は、慢性的なドル不安のもとで、根本的に払拭されることがなかったのである。

ドル不安ひいてはIMF体制の動揺は、世界経済における米国の主導的地位の後退を意味し、それは別の面からみれば、日本と西独の国際的地位の向上を示すことになる。とくに日本の場合、六八年には国民総生産が西独を抜いて自由世界第二位にのしあがり、国際収支の天井も著しく高まったということから、その国際経済的に果たす役割が、特段に重くなったわけである。また、それだけに日本経済自体の体質が一層強くなることが望まれたのである。

経済同友会は昭和四十三年一月十九日、『構造革新断行の年』と題する「年頭見解」を発表した。景気調整策が実施されて三カ月、米国のドル防衛策が発表されて三週間を経ていない時であった。

「見解」の狙いは、変転する国際情勢下において、産業の構造的問題を速かに解決すべし、という点にあり、「試練の年」に呼びかけたのである。「見解」は、企業に課せられた責任を、このように訴えた。

「われわれ経営者は、産業・企業の効率構造への再編成を本年の課題としたい。

本年は、国際情勢の変化は一段ときびしさを増しつつある。その前途に数多くの不安ありとすれば、企業としては当然、効率化の速度を早めなければならない。企業の効率化は、個々の企業の生産性を高めるのみでな

五 国際協力における主導性

第四章 「国際化」への経済社会的対応

く、産業・金融全体を効率構造へ再編成することにより、全体としての生産性を引上げることによって、達成できるものである。

われわれは、それによってコストを引下げ、国際競争力を強め、輸出マインドの高揚を図り、輸出を増進せねばならない。こうして国際収支の天井を高めていくことが、われわれ経営者の大きな責任である」

そして「見解」は、このような現状認識に立って、「政府」に対しては「制度改革へのリーダーシップ」を、「労働組合」に対しては「生産性・賃金・物価問題などへの参加」を、また「消費者」に対しては「長期生活設計」を、というふうに各経済主体に対して、それぞれの分野における責任ある行動を呼びかけたのである。

四十三年度の同友会通常総会は、四月十一日、日本工業倶楽部で開かれた。ここで採択された「事業計画」の
前文は、国際経済の激動のさなかにふさわしい新鮮な意欲にみちていた。即ち、こう謳った。

「いまや世界の政治・経済・社会は史上最大の激動の中にある。そのよって来たところは、世界経済の繁栄を支えてきた戦後二十年にわたる秩序に、混乱が生じてきたという点にある。

米国の国際収支の慢性的逆調からくるドル危機は、ついには国際金融体制を根底から揺り動かすなど、不均衡・不安定が表面化しているが、結局は新たな世界秩序を生みだすための陣痛という意味を持つのが、現在の激動であると理解すべきであろう。

わが国は、これまで世界秩序形成に当たって、それに発言し、寄与する資格を欠いていた。即ち、わが国はその経済発展段階からしても、国際社会の一員としての立場を確立するための努力で精一杯であり、国際社会

に積極的に影響を及ぼす地位にはなかつたのである。

しかし今日、その事情は一変している。それゆえに、われわれは激動する世界の中であつて、新しい自由世界秩序の方向づけと、その目標達成のための国際協調に、積極的姿勢を固めるべきだし、それが世界に対する貢献であるとともに、ひいては今後のわが国経済成長の不可欠の条件であるということを、認識すべきである」そして、対内的には、いかなる変動にも十分対抗できる経済体質と、国際経済に適應できる産業構造をつくりあげ、また対外的には、アジアの安定に協力するとともに、工業国間の協調を密にすることが、「世界経済の主流に入る」ための構えであることを、指摘したのである。

通常総会で表明された木川田一隆代表幹事の所見は、『国際協調の第二ラウンドを求めて』と題された。

「第二ラウンド」は何を意味するか。「所見」は、「岐路に立つ自由世界」の角度から、このように述べている。

「ドル・ポンドを基軸とする国際通貨の動揺は、自由世界の国際協調と発展に戸惑いと混乱を惹起した。しかも、それは単なる偶発的なものではなく、その背後に自由世界の将来にとって重要な、基本的問題の存在することを、強く人々に印象づけた。この意味で、きわめて象徴的な事柄であつたと思う。

即ち、それは自由世界の経済の内部で進行している質的・構造的な変化に対する自由世界各国の対処の仕方によつては、国際協調の基盤が崩れ、分裂の危機を招きかねないおそれすらあることを思わせる。

したがつて、われわれは当面する事態を克服し、新しい建設的な国際協調の第二ラウンドに向かつて進まね

五 国際協力における主導性

第四章 「国際化」への経済社会的対応

ばならない重大な時期に会したのである」

つまり、従来の自由世界経済体制の根底的な動揺に直面して、その困難の克服を、新しい建設的な国際協調のうえで実現しようというのが、「第二ラウンド」なのである。

「所見」は問題の所在を、国際通貨体制の動揺・国際経済の構造変化・深刻化する南北問題の三つの部面とらえた。

まず「国際通貨体制の動揺」では、「基軸通貨としてのドル危機の発生は、直接的には米国の世界政策が、その経済力の適正な負担の限界を超えて進められてきたことが原因である」との立場から、「新しい現実認識の上で立つて、時代に即した国際協調のための国際通貨秩序の樹立に向かって進まねばならない」と強調した。

次に「国際経済の構造変化」では、「ナショナル・インタレストの対立傾向を、どのように調和するか」が問題であると指摘したのち、とくに米国資本の欧州進出のあり方について、きわめて批判的な見解を示した。次の文言は印象的である。

「資本ならびに技術の国際移動が、米国と欧州との間にみられたように、対立の果てに経済支配の関係が表面化するようになっては、いたずらに摩擦を生み出し、露骨なナショナル・インタレストの相克にまで進み、自由世界の国際協調の上からも好ましくない。米国の豊富な資本力と高度な技術力が、自由世界の経済発展に大きな役割を果たしうるものであることは疑われないが、国際通貨としてのドルの特権ゆえに、各国の産業発展の中に、単にドル支配の企業体制をつくり出していこうと企図するならば、それは自由世界の協調的発展を大きく損うことになる」と考える」

「深刻化する南北問題」では、自国の利害にとらわれた「双務主義」や「リージョナリズム化」を戒めて、「グローバルに問題解決の道を見出すべき段階にきている」と指摘し、このように述べた。

「今日、自由世界は、南北問題を自由世界全体の大きな発展的秩序の枠組みの中で解決してゆくという、統一的な目的意識のもとに、発展途上国の国内経済開発政策を助長し、国際分業化を通じて自立発展の機会を与えるための国際協力の計画化を進めることが重要である」

そして、とくに東南アジアに関しては、このように強調した。

「東南アジアにおいては、南北問題に東西問題がからみ合っている現状に鑑み、自由世界の威信にかけても、東南アジアの安定と開発に、国際協力の成果を示さねばならない。このような意味での援助開発理念の確立が、国際的に欠けているのは、残念なことである」

以上のような問題意識を踏まえた上で、「所見」は、「激動する自由世界での日本の国際的役割」について、(1)国際通貨体制樹立への積極的参加、(2)国際的な産業発展秩序確立への寄与、(3)アジアの先進国としての国際的責務の分担、を唱えた。

その中で、国際的な産業秩序の確立については、こう記している。

「われわれは、国際間の民間産業ベースによる国際協調のリングをつくり、それを通じて産業間の相互理解を深め、情報の交換をはかり、自由世界国際経済における産業的分業的發展を、民間の自主的な立場で計画し、それによって各国間における産業経済の総合的な協調発展への道を見出すならば、自由世界における国際協調の基盤は、より強固なものになると確信する」

五 国際協力における主導性

第四章 「国際化」への経済社会的対応

最後に「所見」は、「時代に即応する日本経済の新方向」を打ち出した。即ち、まず「世界的変動への対抗力の培養」を、次に「新しい高度産業社会を目指す国際分業の高度化の促進」を、そして「東南アジア政策の新しい展開」を謳ったのである。

その中で、「国際分業の高度化」については、次のように方向を示した。

一、産業政策の明確な新しい目標の設定

(一) 世界経済に多くを依存している産業については、発展目標を独自の領域の開拓を目指した自主技術の開発に置く。

(二) 他国とくに発展途上国に譲るべき産業は、製品の高級化・多様化あるいは転換・縮小の方向を指向する。

(三) 大規模生産の経済的優位性が強く作用する基礎産業分野においては、国際競争力を基準に企業集約化をはかる。

一、企業としての広域的競争理念の確立

いまや国内市場も世界市場と同質化しつつある。したがって、多かれ少なかれ民間企業は、発展の機会を広く世界に求めると同時に、自主技術を開発し、国内でのシェア競争から国境を越えた広域的市場での競争に、転換を図らなければならない。したがって、広域的競争理念を、今後の企業経営の指導理念として確立することを強く訴えたい。

経済同友会は、四十三年度通常総会に先立つ二月十六日、『経済協力体制に関する提言』を発表した。これ

は、北裏喜一郎幹事を委員長とする「経済協力特別委員会」が、昭和四十二年六月以来、検討してきたものである。

「提言」はまず、わが国の開発援助体制が官民ともバラバラで、協力の効果が必ずしもあがっていない点を指摘したが、その「非効率」の実態を示す一例を、このように記している。

「わが国では、対外経済協力に関する関係各省の意見が対立することが少なくなく、援助政策とその実施方法は、各省間妥協の産物となっている。しかも、その妥協に至るまでに長時間を要するため、援助の機動性を欠き、効果も減殺される。即ち、援助供与の決定が手間取っているうちに、相手国の感情を刺激し、当初予定額をはるかに上回る額を、ずっと緩い条件で与えざるを得なくなり、しかも感謝されない場合が少なくなる。これは何のための援助かわからないが、それにも拘らず、そうなったことの責任は宙に浮いた形になっている」この弊害を是正するため、「提言」は「経済協力行政の一元化」を勧告した。即ち、外務・大蔵・通産・農林の各省と経企庁にまたがって分担されている経済協力行政に、「統一性と総合性」を与えるため、「経済協力省」（または庁）を新設することを提唱したのである。

「提言」は「民間の経済協力体制」にも反省を促した。とくに、進出企業間の過当競争については、このように注意を喚起した。

「発展途上国に対する民間企業の進出に当たって、特に戒めねばならぬのは、進出企業間の過当競争である。

これは民間業界として、どうしても調整しなければならぬ問題であり、業界全体の利益確保という見地から、自主的調整ないし幹旋機構の組織化を検討し、企業進出に秩序づけをすべきである」

五 国際協力における主導性

第四章 「国際化」への経済社会的対応

いずれも、現実を直視して発言する「経営者」らしい指摘である。